

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会（第4回）

平成26年9月12日（金）10:00～12:00

消費者委員会大会議室

議事次第

- 1) 消費生活相談員資格試験の内容について
- 2) 消費生活相談員資格試験の運営について
- 3) 現行3資格保有者にかかる経過措置について（改正法附則第3条関係）
- 4) 消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者について（改正法第10条の3第1項関係）
- 5) 消費生活相談員資格試験の一部免除措置について

<配布資料>

- 資料1 消費生活相談員試験の内容に関する論点（再改訂版）
- 資料2 消費生活相談員資格試験の運営に関する論点（改訂版）
- 資料3-1 現行3資格の資格付与条件
- 資料3-2 消費生活相談員の職務と求められる知識及び技術の内容に関わる補足資料（ヒアリングのアンケート項目回答）
- 資料4-1 円滑な移行措置に関する論点
- 資料4-2 円滑な移行措置に関する主な論点（概要）
- 資料4-3 円滑な移行措置に関する他の用例
- 参考1 消費生活相談員資格の法的位置づけの明確化等に関する検討会中間報告（平成24年8月）
- 参考2 総務省「消費者取引に関する意識等調査」結果報告書（抄）
- 参考3 消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会（第3回）議事録